

税 務 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車 以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車(1268から2508)

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

平成29年1月2日以降に完成(新築・増築)した物件については、平成30年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-11113



高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



「いこもも、このまちで暮らすために」

地域包括ケアシステムはいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように「住まい・医療・介護予防・生活支援」が提供できることを目指しています。

これから4回シリーズで生活の基盤となるケアシステムを紹介していきます。

第1回目は「住まい」について考えていきましょう！

いま、皆さんが住んでいる家は住みやすいですか？

たとえば、「段差で歩きにくい」「玄関を上がる時にふらつくようになった」「お風呂の浴槽をまたぐ時に不安…」など

生活のなかで困ったことがありますか？

以前は問題なく日常生活が送れていたけれど、歳を重ねると足の動きに不安を感じてしまうことは誰でもあります。



できる限り

自宅で住み続けるためには、自宅の環境を見直すことも一つの方法です。

生活するなかで「ここに手すりが付いていたら」「もう少し体力があったら」などを感じたら、環境の見直しや介護予防を検討する機会かもしれません。



地域包括支援センターでは「住まい」についての相談にも対応いたしますのでお気軽にご相談ください！

問合せ先

大口町地域包括支援センター

☎94-22227